

長野県警察における電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

長野県警察における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりです。

- 1 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている場合は、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- 2 録音テープ又は録音ディスクに記録されている場合は、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - (2) 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付
- 3 1及び2に該当しない電磁的記録のうち、長野県警察がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができる場合は、次に掲げる方法により開示を行う。
 - (1) 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために長野県警察が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（(4)に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - (4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - (5) 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付